

松江圏都市計画(松江国際文化観光都市建設計画)地区計画の決定(松江市決定)

都市計画白潟地区地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

名称		白潟地区地区計画	
位置		松江市魚町、白潟本町、八軒屋町、和多見町の各一部	
面積		約6.7ha	
区域の整備・開発・保全の方針	地区計画の目標	本地区は、大橋川に隣接し、松江藩開府前から藩政時代にかけて水運の要衝として栄え、明治期・大正期も物流の拠点として廻船問屋などを中心に商人町として栄えた地区である。以降、松江市の中心市街地を構成する地区として発展を続けたが、物流の主体が鉄道や自動車などに移行するとともに、大型商業店舗の郊外立地などにより、商業地、住居地としての空洞化が進み、活力が減少してきている。そこで大橋川改修に併せ、その沿川地域において、魅力あふれる水辺空間と歴史・伝統・文化資源を活かして、都市機能と調和した新たな賑わいを創出することを目標とする。	
	土地利用の方針	松江大橋西側地区 大橋通り沿道地区	大橋通り沿道地区、松江大橋西側地区では、低未利用地や歴史的建造物を活かした起業や居住により人を呼び込み、賑わいがある商業、住宅系市街地形成のための土地利用を図る。 また、大橋川沿いでは、魅力あふれる水辺の公共空間を活かした賑わいづくりや、沿道街区の区画形質の整形により、水の都松江の中心地にふさわしい商業・住宅環境の形成のための土地利用を図る。
		松江大橋東側地区	松江大橋東側地区では、寺院や神社、小路や町割りなど、歴史的な資源を活かして、市民や観光客にとって魅力的なまちなみ形成のための土地利用を図る。 また、大橋川沿いでは、魅力あふれる水辺の公共空間を活かした賑わいづくりや、沿道街区の区画形質の整形により、水の都松江の中心地にふさわしい商業・住宅環境の形成のための土地利用を図る。
	地区施設の整備方針	松江大橋西側地区 大橋通り沿道地区	大橋通り沿道地区、松江大橋西側地区では、大橋川改修に併せ、白潟本町灘町線において、水辺環境と調和した安全・快適な歩行者空間の整備を図る。 大橋通り沿道地区では、末次本町雑賀本町線において、安全・快適な歩行者空間の整備、都市環境の向上を図る。
		松江大橋東側地区	松江大橋東側地区では、白潟本町寺町線や区画道路において、寺院や神社、小路や町割りなど、歴史的なまちなみと調和した安全・快適な歩行者空間の整備を図る。

建築物等の整備方針	大橋通り沿道地区 松江大橋西側地区	大橋通り沿道地区、松江大橋西側地区では、水辺や都市空間と調和した落ち着いたまちなみ景観の創出のため、建築物等の形態・意匠の制限を行う。
	松江大橋東側地区	松江大橋東側地区では、寺院や神社、小路や町割りなど、歴史的なまちなみと調和したまちなみ景観の創出のため、建築物の高さの最高限度、建築物等の形態・意匠の制限を行う。
関する整備方針	バリアフリーに	当地区は、全ての利用者が快適に利用できるよう「松江市ひとにやさしいまちづくり条例」の施設整備基準に基づいてバリアフリーとなるように努める。

2. 地区整備計画

地区施設の配置・規模	道路	名称	幅員	延長	
		区画道路1号(既設)	約5.0~6.5m	約140m	計画図表示のとおり
		区画道路2号(既設)	約5.5~7.5m	約240m	計画図表示のとおり
		区画道路3号(既設)	約4.0~5.0m	約90m	計画図表示のとおり
		区画道路4号(既設)	約2.5~3.5m	約60m	計画図表示のとおり

建築物の制限に関する事項	地区の細区分	名称	松江大橋西側地区	大橋通り沿道地区	松江大橋東側地区
		面積	約1.2ha	約1.8ha	約3.7ha
	高さの最 高限度	—	—	20m	
	建築物等の形態・意匠の制限	<p>①黒・白・灰および茶系統を基調とし、周辺と調和した落ち着いた色調とする。</p> <p>②外壁は、湖面と明暗のコントラストをつけた、白または明るい茶系統を基調とする。</p> <p>③屋外広告物（屋外広告物法第2条第1項に定めるものをいう。）及び広告物を掲出する物件の形態、意匠及び色彩については、松江市屋外広告物条例を遵守し、周辺の景観に調和したものとする。</p>	<p>①黒・白・灰および茶系統を基調とし、周辺と調和した落ち着いた色調とする。</p> <p>②屋外広告物（屋外広告物法第2条第1項に定めるものをいう。）及び広告物を掲出する物件の形態、意匠及び色彩については、松江市屋外広告物条例を遵守し、周辺の景観に調和したものとする。</p>	<p>①黒・白・灰および茶系統を基調とし、周辺と調和した落ち着いた色調とする。</p> <p>②屋根は、勾配屋根を原則とし、黒や灰色の和瓦または金属板葺き等とする。ただし、高さ12m以上の建築物はこの限りではない。</p> <p>③屋外広告物（屋外広告物法第2条第1項に定めるものをいう。）及び広告物を掲出する物件の形態、意匠及び色彩については、松江市屋外広告物条例を遵守し、周辺の景観に調和したものとする。</p>	
備考					